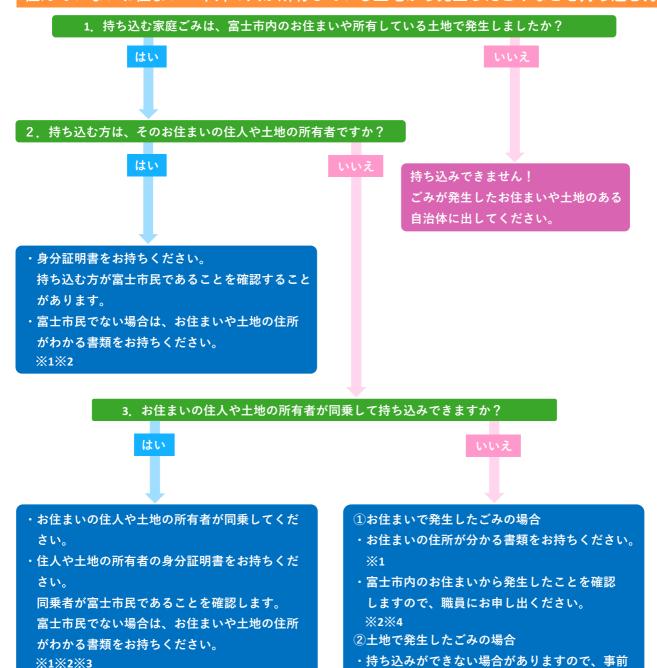
住んでいないお住まい・市外の人が所有している土地から発生したごみなどを持ち込む方法



- ※1例)・電気やガス、水道の検針票
 - ・ダイレクトメール
 - ・固定資産税納税通知書(農業や林業などの事業に伴って出たごみは対象外)
- ※2 繰り返し持ち込む場合は業の許可が必要になりますので、受入れを断わる場合があります。
 - 事業として持ち込む場合は受入れできません。(知人を装った便利屋など)
- ※3 別居の家族が持ち込む場合などが該当します。
- ※4 空家になった生家の片付け・住人が亡くなった・住人が介護施設に入居した場合などが該当します。

に新環境クリーンセンター(0545-35-0081)に

問合せ下さい。